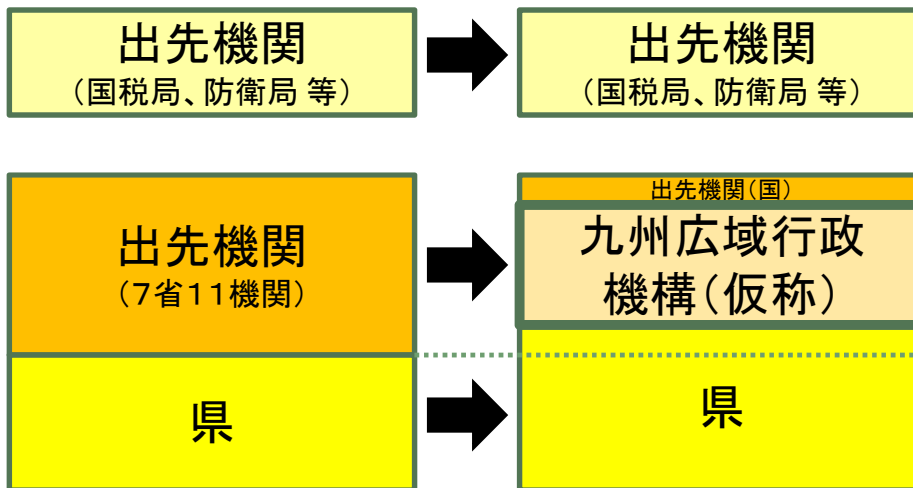


九州広域行政機構(仮称)のポイント①

国のブロック単位の出先機関を「丸ごと」移譲

- 「丸ごと」移譲とすることで、現在の出先機関の事務、権限、人員、組織、財源をそのまま活用
- これにより、各出先機関の組織(有機体)としての機能を損なわず、住民ニーズに迅速かつ効果的に対応
- これまでの出先機関改革のように、事務・権限の仕分け作業に時間を費やし改革が停滞することを回避



○ハローワークなど各県で受け入れる方が効率的な出先機関については各県で受入れ。

○電波の周波数割当等、国に残すべきと整理するものもあり得る。

○各県事務を機構へ持ち寄ることについては、機構設置後に、地域の声を聴きながら、住民サービス充実の視点に立って検討(機構は出先機関の受皿としての役割を担うことを主目的とした組織)

九州広域行政機構(仮称)のポイント②

ブロック単位の出先機関の移譲を受けるための新たな組織(広域行政機構(仮称))を設置する制度を創設

○現在、有機的な組織として機能している出先機関の事務、権限、人員、組織、財源の「丸ごと」移譲を受けるためには、新たな地方公共団体の制度が必要

○国との関係については、大規模災害時に国と地方が連携して迅速に対応するための仕組みを確保するなど、住民サービスの水準を確保することを前提として検討することが必要

| 項目 | 九州広域行政機構(仮称) | 広域連合制度(現行) |
|-----------|---|---|
| 法人の性格 | ○特別地方公共団体 | ○特別地方公共団体 |
| 設置の手続き | ○構成県の各議会の議決を経た協議により規約を定め、主務大臣の許可(事務の持ち寄り不要) | ○構成県の各議会の議決を経た協議により規約を定め、主務大臣の許可(事務の持ち寄りが必要) |
| 処理する事務 | ○移譲事務(国の出先機関の事務)のみ | ○移譲事務+構成県からの持ち寄り事務 |
| 組織 | ○執行機関:知事連合会議(仮称) ・構成県知事による合議制(選挙実施せず) ○議事機関:議会代表者会議(仮称) ・間接選挙を想定 | ○執行機関:広域連合長 ・独任制。直接選挙又は間接選挙 ○議事機関:広域連合議会 ・直接選挙又は間接選挙 |
| 構成団体の異動 | ○管轄区域の法定により脱退防止 | ①全構成県議会の議決 ②総務大臣の許可 ③許可に際しての関係行政機関の長への協議 |
| 包括外部監査 | ○必須 | ○任意 |
| 直接請求・住民監査 | ○あり | ○あり |
| 事務・権限の移譲 | ○出先機関の全ての事務・権限について移譲 | ○広域連合の事務に関連する国の事務のみ移譲 |

九州広域行政機構(仮称)のポイント③

広域行政機構(仮称)には、地域住民の意思を反映するための仕組み(ガバナンス)を確保

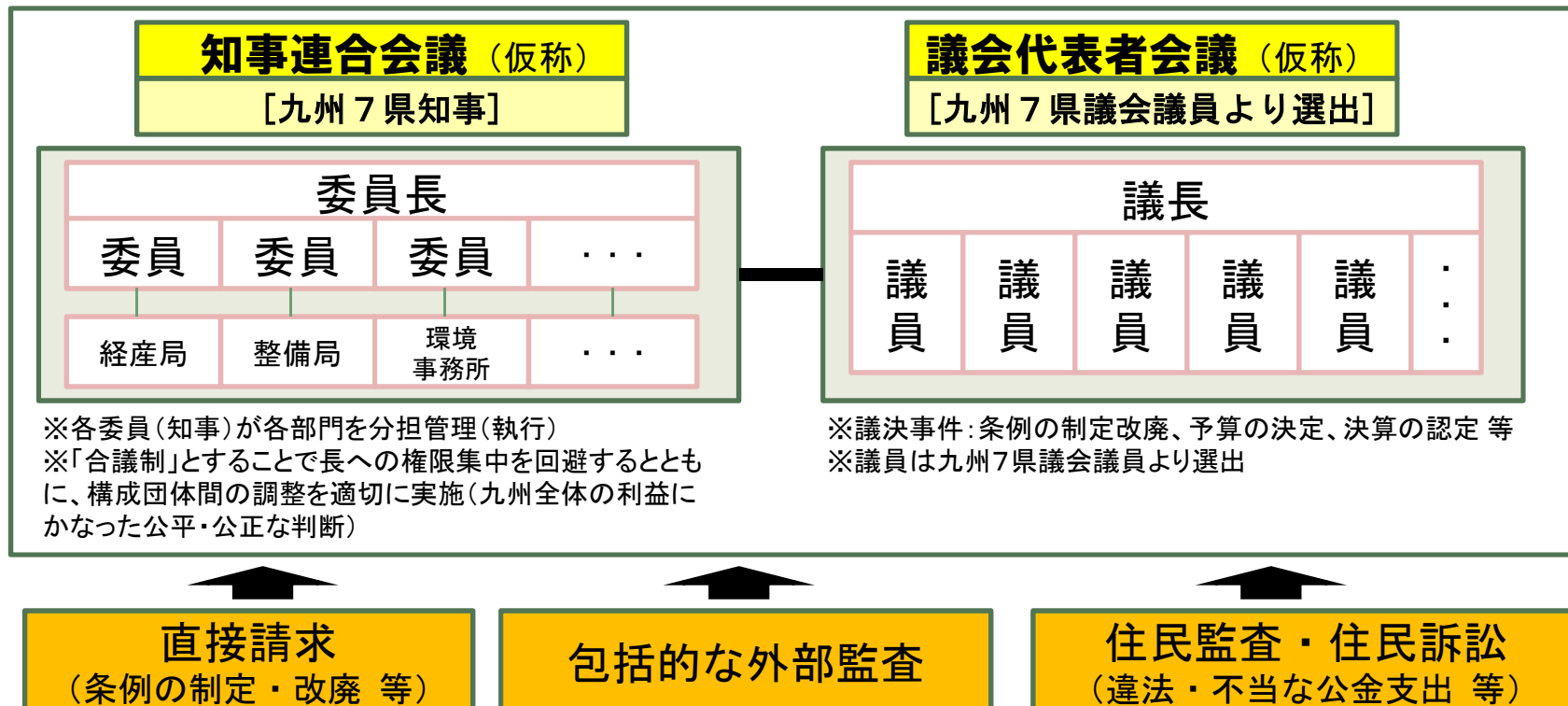
○普通地方公共団体と同等のガバナンスの仕組みを確保

①二元代表制の仕組みを導入

・議会代表者会議(議事機関)、知事連合会議(合議制の執行機関) ※いずれも仮称

②包括的な外部監査制度(処理する事務の公正さと能率を確保)を義務化

③直接請求制度、住民監査・住民訴訟制度を義務化



九州広域行政機構(仮称)のポイント④

国による財源措置は、具体的な手続きを法律で規定

○他の地域の出先機関と比べて財政上の不利が生じないように法律で担保

○内閣総理大臣に対する国の財源措置の算定に用いる必要な資料や国の財源措置に不服がある場合の意見書の提出等について法律で規定

・機構は、国の出先機関の事務・権限を「丸ごと」受け入れるものであることから、必要な財源は、その全額が国から措置されるべき。

・財源措置については、当面は、国からの交付金によるべき。

・交付金の算定に当たっては、事業費と人件費を明確に区分し、それぞれの必要額が確実に措置されることが必要。

[イメージ]

